

十和田市物価高騰対策事業者支援給付金(宿泊事業者)に係るQ&A

問1 支給対象となる事業について、詳しく教えてください。
市内で旅館業法に基づく旅館・ホテル・簡易宿泊所を有する事業者が対象となります。

問2 提出書類を教えてください。
①給付金支給申請書（オモテ・ウラ、別紙1、別紙2）
②申告に関する書類
・個人事業主：令和4年分確定申告書類又は令和5年度市民税・県民税申告書類等の写し
・法人事業者：直近事業年度分の法人市民税の確定申告書類の写し
③営業許可証の写し（詳しくは問3参照）
④宿泊施設の部屋数が分かる書類等の写し

問3 提出書類のうち、営業許可証の写しとは、何を提出すればいいですか。
○宿泊事業者
・旅館業法に基づく旅館・ホテル・簡易宿泊所の営業許可証の写し

問4 市内と市外に宿泊施設がありますが、市外の施設も対象になりますか。
市内の宿泊施設のみが対象となります。

問5 他の給付金を受けていても対象となりますか。
同時期に実施している物価高騰対策事業者支援給付金（社会福祉施設・医療施設・保育施設、農業者、運送事業者、中小企業者）を受給（予定も含む）している場合は、対象となりません。
また、エネルギー価格高騰対策交通事業者支援給付金を受給している場合も対象となりません。
その他の給付金は、受けていても対象となります。

問6 最近創業したばかりですが対象になりますか。
申請日時点で創業しており、他の要件も満たしていれば対象となります。

問7 申請書はどこで入手できますか。
申請書は市ホームページからダウンロードできるほか、商工観光課の窓口にて配布しています。

問8 申請期間・申請方法は？
申請期間は令和6年1月11日から2月29日までです。
商工観光課へ郵送または持参にて必要書類をご提出ください。
市ホームページから電子申請もできます。

十和田市物価高騰対策事業者支援給付金(宿泊事業者)に係るQ&A

問9 確定申告書、市民税・県民税申告書の控えを持っていません。

申告書の控えをお持ちでない十和田市民の方は、市で申告状況を確認します。ただし、確認に時間を要し、支給が遅れる場合がありますので、申告書をお持ちの方は必ず添付してください。

また、令和5年度十和田市エネルギー価格高騰対策事業者支援給付金の申請時に添付している場合は、省略することができます。（個人事業主のみ）

問10 市税の滞納がない証明等は必要ですか。

市で納税状況を確認しますので、証明書等の添付は必要ありません。ただし、申請日の前後に納付された場合は、領収済納付書の写しを添付してください。添付がない場合は、後日、納付確認のご連絡を差し上げる場合があります。

問11 給付金はいつ頃支給されますか。

申請書提出から概ね3週間後の支給となります。（申請受付後2週間で支給の可否を決定し、その後、1週間程度で口座に振込となります。）

問12 振込先は誰でもよいですか。

申請者（事業主）の口座（法人の場合は法人口座）のみとなります。

問13 申告をしていません。どうすればいいですか。

まずは税務署で確定申告をお願いします。申告後、申告書の控えを添付して当事業の給付申請をしてください。

・十和田税務署：0176-23-3151（音声ダイヤルで「2」を押す）

※税務署で確定申告不要と言われた場合は、十和田市役所税務課にて市民税・県民税の申告を行ってください。税務課 市民税係 直通：0176-51-6766・6767

問14 この給付金は税務申告上は何収入になりますか。

個人事業主の方は、「営業収入の雑収入」となります。

問15 なぜ市税等に滞納があれば対象外なのですか。支援措置なのだから全ての事業者へ給付すべきでは？

市民の皆さんが納めた税金から給付金を支給するという考え方から、直近年度の滞納がないことを条件としています。